

化学物質等安全データシート (MSDS)

< 1. 製品及び会社情報 >

製品名 エポックマイルド# 1000 EM - 40 ブラウン
 EM - 70 グレー
 コード 4624-0000 EM - 90 クリーム
 会社名 水谷ペイント株式会社
 住所 大阪市淀川区西三国4丁目3番90号
 電話番号 06-6391-3151 FAX 番号 06-6391-3400
 担当部門 品質保証課
 電話番号 06-6394-2653 FAX 番号 06-6391-3429
 緊急連絡先 水谷ペイント株式会社 生産部
 電話番号 06-6391-3151
 作成 平成 10年 3月 27日
 改訂 平成 17年 7月 11日

< 2. 組成、成分情報 >

単一製品・混合物の区別：混合物
 危険有害成分：

化学物質名	CAS No.	EM - 40	EM - 70	EM - 90	備考
		ブラウン	グレー	クリーム	
		含有量 (%)			
キシレン エチルベンゼン 含有	1330-20-7 100-41-4	26.0 (7.8)	21.0 (6.3)	21.0 (6.3)	PRTR1種・63 PRTR1種・40
石油系炭化水素	64742-81-0 64741-68-0	5 - 10	1 - 5	1 - 5	
石油系炭化水素	64742-95-6	1 - 5	1 - 5	1 - 5	
イソプロピルアルコール	67-63-0	1 - 5	-	-	
イソブチルアルコール	78-83-1	-	1 - 5	1 - 5	
二酸化チタン	13463-67-7	1 - 5	20 - 30	20 - 30	
酸化第二鉄	1309-37-1	10 - 20	-	-	
水和酸化第二鉄	51274-00-1	1 - 5	-	-	
酸化亜鉛	1314-13-2	1 - 5	1 - 5	1 - 5	

< 3. 危険有害性の要約 >

分類の名称：引火性液体、急性毒性物質
 危険性：燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。
 有害性：有機溶剤中毒を起こす恐れがある。
 環境影響：情報を有していない。

< 4. 応急措置 >

目に入った場合：
 ・直ちに大量の清浄な水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗う。
 ・出来るだけ早く医師の診断を受ける。
 皮膚に付着した場合：
 ・付着物を布などで素早く拭き取る。
 ・大量の水及び石鹸又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しない。
 ・外観に変化が見られたり、痛みがある場合は医師の診断を受ける。
 吸入した場合：
 ・蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合は、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合は衣服をゆるめ、呼吸気道を確保した上で、人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当を受ける。
 ・蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合は、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。
 飲み込んだ場合：
 ・誤って飲み込んだ場合は、安静にして直ちに医師の診断を受ける。
 ・嘔吐物は飲み込ませない。
 ・医師の指示による以外は無理に吐かせない。

< 5. 火災時の措置 >

消火剤：・粉末 ・炭酸ガス ・泡
 特定の消火方法：・水を消火に用いてはならない。指定の消火器を使用する。
 ・適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。
 ・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
 ・高温にさらされる密閉容器は水を掛けて冷却する。
 ・消火活動は風上から行う。

< 6 . 漏出時の措置 >

- ・作業の際は適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
- ・漏出物は密閉出来る容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をする。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛り土で囲って流出を防止する。
- ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・河川等へ排出され環境への影響を起こさないように注意する。

< 7 . 取扱い及び保管上の注意 >

取扱い：

- ・換気の良い場所で取扱う。
- ・容器はその都度密栓する。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・工具は火花防止型のものを使用する。
- ・作業中は帯電防止型の作業服、作業靴を使用する。
- ・密閉された場所における作業は、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業する。
- ・皮膚、粘膜、又は衣服に触れたり、目に入らないように適切な保護具を着用する。
- ・取扱い後は手、顔等を良く洗い、休憩所等に手袋などの汚染保護具を持ち込まない。

保管：

- ・日光の直射を避ける。
- ・通風の良いところに保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

< 8 . 暴露防止及び保護措置 >

危険有害成分の暴露濃度：

化学物質名	管理濃度	ACGIH (TLV)
キシレン	100 ppm	100 ppm
エチルベンゼン	-	100 ppm
石油系炭化水素	-	100 ppm
イソプロピルアルコール	400 ppm	200 ppm
イソブチルアルコール	50 ppm	50 ppm
二酸化チタン	-	10 mg/m ³

設備対策：

- ・取扱い設備は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置はアースを取るような設備とする。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とする。
- ・屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用するなど、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とする。
- ・タンク内部の密閉場所で作業をする場合は密閉場所、特に底部まで十分に換気出来る装置を取り付ける。

保護具：

- ・目の保護 ; 取扱いには保護メガネを着用する。
- ・皮膚の保護 ; 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
- ・呼吸系の保護 ; 有機ガス用防毒マスクを着用する。
密閉された場合では、送気マスクを着用する。
- ・その他 ; 静電塗装を行う場合は通電靴を着用する。

< 9 . 物理的及び化学的性質 >

外観：

- ・形状 ; 液体
- ・色 ; 製品名に記載
- ・臭い ; 溶剤臭あり

物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲：

- ・引火点 ; 24
- ・沸点 ; 107.9 - 162 (参考値)
- ・密度 ; 1.26 - 1.36 g/cm³
- ・発火点 ; 360 (参考値)
- ・溶解性 ; 水に不溶
- ・爆発特性 ; 爆発限界上限 11.0 % (参考値)
爆発限界下限 1.1 % (参考値)
- ・蒸気圧 ; 1200 Pa (20) (参考値)

< 10. 安定性及び反応性 >

- 可燃性 : あり。
- 避けるべき条件: 加熱 密閉容器では圧力が異常に高くなり、破裂、引火の恐れがある。
- 危険な重合反応: 製品自体は重合しない。
- 安定性 : 室温下での保存では安定性に問題はない。

< 11. 有害性情報 >

急性毒性:

化学物質名	経口毒性 (LD ⁵⁰)	経皮毒性 (LD ⁵⁰)	吸入毒性 (LC ⁵⁰)
キシレン	4300 mg/kg rat	-	20000 ppm rat
エチルベンゼン	3500 mg/kg rat	-	-
石油系炭化水素	8400 mg/kg rat	-	-
イソプロピルアルコール	5045 mg/kg rat	-	128000 ppm rat
イソブチルアルコール	2460 mg/kg rat	-	-
酸化亜鉛	7950 mg/kg mus	-	2500 mg/m ³ mus

- 感作性 : 情報を有していない。
- がん原生: 情報を有していない。
- 変異原生: 情報を有していない。
- 生殖毒性: 情報を有していない。
- 催奇毒性: 情報を有していない。
- その他 : 特別な有害性情報は有していない。

< 12. 環境影響情報 >

- ・漏洩時、廃棄などの際は、環境に影響を与える恐れがあるので取扱いに注意する。
- ・特に製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処する。
- ・本製品の分解性、蓄積性、魚毒性については情報を有していない。

< 13. 廃棄上の注意 >

- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さない。
- ・排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をする。
- ・廃塗料などを焼却処理をする場合は、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。廃棄物等を焼却処理する場合は有毒ガスを発生するため、適切な洗浄装置のある焼却炉を使用する。

< 14. 輸送上の注意 >

- ・共通 : 取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。
 ・容器は漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に
 行う。
- ・陸上輸送: 消防法、労働安全衛生法、毒物・劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる
 運送方法に従う。
- ・海上輸送: 船舶安全法に定めるところに従う。
- ・航空輸送: 航空法に定めるところに従う。
- ・国連分類及び国連番号: クラス 3 (引火性液体)、 1 2 6 3

< 15. 適用法令 >

- ・化学物質管理促進法 第 1 種指定化学物質(キシレン、エチルベンゼン)
- ・労働安全衛生法 危険物: 引火性のもの
 有機溶剤中毒予防規則: 第 2 種有機溶剤(キシレン、イソプロピルアルコール、イソブチルアルコール)
 第 3 種有機溶剤(石油ナフタ)
- 通知物質(キシレン、エチルベンゼン、石油ナフタ、プロピルアルコール、ブタノール、酸化チタン()、酸化鉄、
 酸化亜鉛)
- ・消防法: 第 4 類第 2 石油類

< 16. その他の情報 >

主な引用文献

- ・(社)日本塗料工業会編集「MSDS作成ガイドブック第4版」
- ・(社)日本塗料工業会編集「原材料物質データベース第4版」
- ・溶剤ポケットブック

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。

未知の有害性がありうるため、取扱いには細心の注意が必要で、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い致します。